主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件各控訴の趣意は、被告人Aの弁護人豊田誠・同鈴木堯博連名提出の控訴趣意書・被告人Bの弁護人潁原徹郎提出の控訴趣意書にそれぞれ記載のとおりであり、これに対する答弁は検察官市川道雄提出の答弁書に記載のとおりであるから、いずれもここに引用し、原審記録を精査し、被告人Aについての当審における事実取調べの結果をも参酌して、次のとおり判断する。

第一 理由不備の論旨(被告人Aの弁護人豊田誠・同鈴木堯博連名提出の控訴趣意書二)について、

しかしながら、原判決挙示の証拠によると、原判決が本件「C」の仕組みにつき認定判示するところはすべて正当として肯認することができるところであつて、原判決は、その理由中の判示において、被告人らが運営した「金銭配当組織」としての本件「C」の組織・仕組みを具体的に摘示しており、その摘示する本件「C」の仕組みは、判文上から一定の金銭を支出する加入者が無限に増加することを前提としてはじめて成り立ち得る仕組みとして判示していることが明白である。

すなわち、原判決の判文全体の文意によると、原判示が判示した本件「C」の仕組みは、

人工宝石五カラツト購入名下に四〇万円を支出し準販売員(原判決S会員)となり、その準販売員が新たに同様四〇万円を支出する者を勧誘して準販売員にすると、先の準販売員は新たに準販売員となつた者の支出する四〇万円のうちから販売コミツション名下に一〇万円の配当を受けるとともにエリート販売員(原判決E会員)に昇格し、エリート販売員となつた後新たな者を準販売員にすると、右エリート販売員、は新たに準販売員となつた者の支出する四〇万円のうちから販売コミツション名下に二〇万円の配当を受け、その新準販売員を自己の管轄下に置き(原判決親会員・子会員の関係)、

右エリート販売員の管轄下に入った右準販売員が新たな者を勧誘して準販売員に入った右準販売員が新たな者を勧誘して準販売員に入った者の支出すると、勧誘した準販売買は勧誘されて販売員との方円の配当を受け、である。当まである。日本の方の配当を受け、勧誘な事に、自己の方のである。日本のではでは、一年のでは、一年のでは、一年のでは、一年のでは、一年のでは、一年のでは、一年のでは、一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「一年のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは

ことが明らかである。

従つて、右判示によると、本件「C」は、所定の金額四〇万円を支出した者が受け取る配当はその者と連鎖して加入してくる後順位者の支出する金銭四〇万円のう

ちから賄われ、後順位の加入者があることによつて始めて右配当が可能となるものであるから、四〇万円の金銭を支出する加入者が次から次へと連鎖して無限に増加するものであるとして維持できる仕組みであることが明らかである。

そしてまた、右判示の本件「C」の仕組みによると、四〇万円を支出し加入した者が支出した金額を上回る金銭の配当を取得するためには、先順位者に連鎖してそれぞれの段階において、後順位者となる新たな加入者を少なくとも直接二人以上加入せしめなければならないものであることも明白で、前記所論(一)・(二)指摘の要件についての理由不備はなく、そしてある組織・仕組みが無限連鎖講防止法二条にあたるものであることを判示するには、その組織・仕組みそのものを具体的に判示すれば足り、所論のいうように誰が誰と誰を加入せしめた等のその活動である現実の個々的事象を逐一判示することを要するものではなく、原判決の判示は本件「C」が無限連鎖講にあたるものであることの判示として欠けるところはない。

よつて、原判決には、被告人らが運営した本件「C」が同条に規定する「金銭配当組織」である無限連鎖講と認定・判示するについて理由不備はなく、論旨は理由がない。

第二 法令の解釈・適用の誤りの論旨(被告人Aの弁護人豊田誠・同鈴木堯博連名提出の控訴趣意書四)について、

所論は要するに、 、(一)無限連鎖講防止法二条にいう「金銭配当組織」とは、本 来的にはいわゆる「ねずみ講」の様な金銭配当組織それ自体を指称するというべき で、商品販売組織の外観を呈しながらも実質的に金銭配当組織であるとするのに 商品販売の実質がいささかも認められない場合に限らるべきであるのに、原判 決は本件につき、四〇万円を支払うことによつて人工宝石五カラットの交付を受け 現実に単品販売をした例もある旨認定しているのにもかかわらず同条を適用したの は、右の「金銭配当組織」の解釈・適用を誤つたものであり、 (二)又同条の「加 入者が無限に増加するもの」とは加入者が無限に増加する必然性のある仕組みをい うものであつて、例えば、いわゆる「ねずみ講」では先順位者は新たに二倍以上の 加入者を増加させなければ自らは損害のみ負担させられることに帰するから加入者 を勧誘せざるを得ない立場に常におかれているので無限に増加する必然性を帯びて いるものであるが、本件「C」では仮りに四〇万円を出捐して五カラツトの人工 石を購入したとしても、その者は自ら販売員となつてコミツションを取得するため 勧誘行為に出るか、それとも人工宝石の購入のみにとどめてしまい加入者を増加さ せないままにしておくかの選択の自由をもつているので、ここでは加入者が無限に 増加する必然性はなく、更に同条にいうところの「連鎖して段階的に二以上の倍率 をもつて増加する」との要件について原判決は「文理上加入者が連鎖して二以上の 倍率で増えていくことで足り、その倍率が予め定められていることまでは必要でな いと解する」と判示しているが、そもそも二倍以上の倍率で増加することが仕組みのなかで予め定められているからこそ無限連鎖講が存在し得る基盤があるので、仕 組みそのものの必然性として二以上の倍率で増加することが予定されていなければ ならないものであるから、原判決はこれらの解釈・適用も誤つているというのであ

取得する行為に出るものであり、原判決の認定した本件「C」の仕組みは前叙第一において説示のとおりであるから、自己が支出した四〇万円を回収しそれを上とも主義を取得するため新たな準販売員の勧誘行為に出て新たな準販売員としておりたなり、四〇万円を支出する準販売員が無限に増加するものであらられてあり、「加入者が無限に増加するものであらられてあり、「加入者が無限に増加するものである。適との要件に該当することは明らかで、原判決にはその点についての解釈・員とない。また原判決が認定した本件「C」は四〇万円を支出して準販売員とないます。それぞれ自己の支出した金銭を回収しそれを上回る金銭を取得さるとは、それぞれ自己の支出した金銭を回収しそれを上回とない。とれぞれぞれが表にには、この方には、この者がそれぞれがあるから、同法二条にいう後続の加入者が「連鎖して段階的に二以このによりであるから、同法二条にいう後続の加入者が「連鎖して段階的に二以このにあるから、同法二条にいう後続の加入者が「連鎖して段階的に二以この点についても

以上、原判決には同条の要件についての解釈・適用の誤りはなく、論旨は理由がない。

第三 事実誤認の論旨について、

一、本件「C」を無限連鎖講防止法二条に該当するとした事実誤認(被告人Aの弁護人豊田誠・同鈴木堯博連名提出の控訴趣意書三の(一)(二)及び被告人Bの弁護人潁原徹郎提出の控訴趣意書第一)の主張について

所論は要するに、原判決には、本件「C」の仕組みそのものについて認定の誤り があり、またこの仕組みが人工宝石の販売のための組織であるのに金銭配当組織で あるとした認定の誤りがあるというものである。即ち、(一)その販売する人工宝石は天然の宝石と酷似し専門家でも肉眼では見分けがつかない精巧なものでファツ シヨン性を持ちアクセサリーとして十分な商品価値があり、(二)その「販売員申 込み及び同意書」の「販売員が販売するに当つての注意事項」欄においては、人工 宝石の商品名・その性質・価格・取り替え・返品・解約方法などについての注意事 項が定められ、新規販売員応募者に対する説明会でも、それらについての説明がな され、(三)販売促進のため、販売員に等級を与え販売実績に応じコミツションを 与えるシステムとして、販売員はジュニア販売員(Jという)・準販売員(Sという)・エリート販売員(Eという)に区分され、ジュニア販売員は登録料一万円を納入した者、準販売員はジュニア・準・エリート各販売員のいずれかから人工宝石 五カラツト以上を買受け販売員資格取得の申込みをした者又はジユニア販売員とし て人工宝石五カラツト以上を販売した者とし、準販売員として人工宝石一五カラツ ト以上の販売実績をあげるか又は人工宝石五カラツトを販売したうえその購入者を 勧誘し準販売員とすることに成功するかによつてエリート販売員に昇格することと この場合新たに準販売員となつた者は、自己を勧誘したもとの準販売員を管轄 するエリート販売員―直上のエリート販売員―の管轄下におかれる、各等級の販売員が人工宝石を販売する販売コミツションとして一カラツトにつきジュニア販売員は一万円・準販売員は二万円・エリート販売員は四万円を受取るほか、エリート販 売員は自己の管轄する準販売員またはジユニア販売員を管轄して販売を促進した努 力に対し、管轄下の準販売員が販売した一カラツトに付二万円・自己の管轄下のジ ユニア販売員が販売した一カラツトに付三万円・自己の管轄下の準販売員の管轄す るジユニア販売員が販売する一カラツトに付二万円を、また準販売員は自己の管轄 するジュニア販売員が販売したーカラツトに付一万円を、それぞれコミツションとして取得し、更にオーバーライトコミツションとしてエリート販売員はその管轄下にあった準販売員が新たにエリート販売員になるとその新たなエリート販売員が販 売した一カラットに付二、〇〇〇円を取得する定めとなつているものである等、す べてが人工宝石の販売を前提とする仕組みであり、販売員の勧誘を伴わない人工宝 石のみの販売も少なくなく、稀には在庫管理の手落ちで人工宝石の授受なしに、 売員となつた例もあるが、その故に商品販売が仮装のものであるというのは独断で あり、また本件「C」が「金銭配当組織」である旨の被告人らの検察官に対する供 述は利益誘導にもとずきなされた不本意な供述である。従つて、原判決は本件 「C」のシステムについての事実を誤認し、その誤認を前提としてこれを「金銭配

当組織」と断定する誤りを犯しているというにある。 よつて按ずるに、Dの検察官に対する供述調書に添付の「販売員申込み及び同意 書写」・Eの検察官に対する供述調書添付の「お申込み書写」・Fの検察官に対す る供述調書添付の「契約書写」など記録中の本件「C」の仕組みを示す書面を検討 すると、ジユニア販売員を経ることなくただちに準販売員となる資格方得方法につ

いては明確を欠くところであるものの、本件「C」における人工宝石の販売員となる資格及びその資格取得の方法、ジュニア販売員から準販売員・準販売員からエリ - ト販売員への昇格、各等級販売員相互の関係、販売コミツシヨン等の取得ないし その額などの建前は所論のいうとおりであるけれども、原判決挙示の証拠を綜合す ると、以下の事実が認められる。即ち、被告人らの運営した株式会社Gの「販売員 申込み及び同意書」には、「株式会社Gの販売員に成る条件」の個所に、始めから エリート販売員になる事は出来ないこと、ジュニア販売員を希望する者は販売員登録申請書の必要事項に自己記入署名捺印又は捺印の上登録費一万円を添えて申し込 むこと、準販売員を希望又は昇格する者は「販売員申込み及び同意書」に必要事項 を自筆記入の上一通を保有し一通を株式会社Gに送付・持参すること、 昇格方法」の個所にジユニア販売員が五カラツト以上の販売実績をあげると準販売 員になれ、準販売員が一五カラツト以上の販売実績をあげるか準販売員を一人株式 会社Gに紹介することによりエリート販売員になれる旨の記載がそれぞれあるのみ で、ジユニア販売員を経ることなく準販売員になる資格取得の条件・方法の規定は なく、「販売員が販売するに当つての注意事項」中の「五カラット以上お買上げの お客様とメディックの販売員とはあくまでも別です、五カラット以上お買上げいた だいたお客様で、なおかつこの販売員申込み及び同意書・住民票又は印鑑証明書一 通を提出していただいた方のみが販売員になれるという事実に留意しておいて下さ (準販売員以上)」との規定と合せて、ようやく五カラット以上を購入し販売 い。(平販元貝以上)」との規定と台せて、よっやく五カフツト以上を購入し販売員申込み及び同意書等を提出したものはジユニア販売員を経ることなく準販売員となり得ることが理解できることになつているもので、この様に明確を欠く規定の仕方をしたのは、被告人A(昭和五六年一一月七日付)及び同B(昭和五六年一一月四日付)の検察官に対する各供述調書に徴すると、四〇万円を支出して人工宝石を買うことを条件に準販売員になれることを表面きつて明白に記載すれば、四〇万円を出させて後続の販売員を紹介することによつてコミツションを配当してゆく金銭配当組織であることが判明してしまうのでそれを隠蔽し人工宝石の販売組織を偽装するためであったと窺っること するためであったと窺えること、そして原判決挙示の証拠によると、被告人らが運 営していた株式会社Gの本件「C」において取扱つた人工宝石八種類は一カラット 五、〇〇〇円乃至一万五、〇〇〇円程度で仕入れられ、しかもその内の三種類は単なるガラス製品にすぎないものであり、そのことは被告人らも認識し、説明会等においても一般に販売することは困難なものである旨の説明さえなされていること、 被告人らは右人工宝石そのものの販売についてはほとんど努力をなさず、専ら前記 「販売員申込み及び同意書」にも明確には記載されていない四〇万円を支出し人工 宝石五カラツトを受領して直ちに準販売員となる者を勧誘するための説明会に力を 入れ、既に販売員となった者に「君達はただ友人を誘って説明会の会場に連れてく るだけでいい、下手な説明をされたら誤解されて友達が来てくれないことになつて しまう、君達の友達に対する説明や説得はGの幹部の方で行う」旨申し向け、説明 会の会場に新たに勧誘しようとする者をあつめさせ、その説明会においては、 〇万円を支出し人工宝石を五カラツト買つた者が準販売員となれるが、エリー Грц 売員となるためには人工宝石を一五カラツトを販売するか準販売員となる者を一人 Gに紹介しなければならない、準販売員のままで人工宝石を売つた際の販売コミツ ションは一カラツトにつき二万円だが貴方達は商品知識や販売経験がないので売る のはむずかしいし、一五カラットも売るのは更にむずかしい、しかし準販売員を一人Gに紹介するのは簡単な筈だ、友人・知人等を説明会に連れてくればGで説明をして準販売員にしてあげる、友人・知人等を説明会に連れてくる際に『人工宝石の販売で金儲けをしないか』等といわずに『アルバイトの口で金儲けの話があるから その説明会に行つて見ないか』と言えば友人・知人であれば説明会に来てくれる、 準販売員の時に準販売員を一人Gに紹介するとエリート販売員に昇格するとともに その人が支出する四〇万円から一〇万円が販売コミツションとしてGから支払われ るが、エリート販売員となつてからは自分が準販売員一人を紹介するとその人が支 出する四〇万円から二〇万円が販売コミツションとして支払われ、自分が紹介した準販売員又はその後任者が準販売員を紹介すると新たに準販売員となつた人が支出 する四〇万円から一〇万円が販売コミツションとして支払われるので、いくらでも 高収入が得られる、こんな楽な金儲けの方法はない」等四〇万円を支出し準販売員 となり、新たに準販売員となる者を一人勧誘・紹介すればその者の支出する四〇万 円の内から販売コミツションとして一〇万円の配当を受けるとともにエリート販売 員に昇格し、以後新たな準販売員を勧誘・紹介する(この場合その者を自己の管轄 下におくことになる)か、あるいは右管轄下の準販売員が別の新たな準販売員を勧

誘・紹介すると、その都度それらの者が支出する四〇万円のうちから販売コミツシ ヨンとして前者の場合は二○万円・後者の場合は一○万円を受け取ること、またエ リート販売員は自己がもと管轄していた準販売員がエリート販売員となつて新たに 別の準販売員を勧誘・紹介するとオーバーライトコミツションとして一万円を受け 取ることができ、それにより容易に自己が準販売員となるため支出した四〇万円を 上回る多額の利益を得ることができる旨巧妙な説明とその出席者を連れて来た販売 員を含む数人による強引・執拗な説得により、出席者に四〇万円を支出し準販売員 となることを承諾させることに重点が置かれ、人工宝石の性質・販売については新 たな販売員を勧誘する説明を始める導入的な意味合で説明がなされたにすぎず、交 付されるべき人工宝石も現実には交付を受けていない者も相当数あつたこと の如く「販売員申込み及び同意書」の記載によれば登録料として一万円を支出し登 録することによりなれるジユニア販売員については、昭和五五年一二月末頃から同 五六年五月迄の間はその説明すらもなされず、ジュニア販売員は極めてわずかしかいなかつたこと、四〇万円を支出し準販売員となった者も交付を受けた人工宝石は 加入証明程度にしか意識せず、その支出した金額に相応する商品性を有するものと は認識していなかつたことは無論、それを販売して利得をあげ得るとも考えず、説 明会で説明を受けたように専ら新たな準販売員を勧誘・紹介することにより配当金 を受けて自己が支出した四〇万円を回収しそれを上回る利得を受けることにつと を受けて自己が文出した四〇か同を回収してれて上回る利待を受けることにってめ、人工宝石を受け取ることすら関心を持たず、その交付を得られなかつた者も特段の異議を申し出ることなく、交付を受けた者も人工宝石を販売しようとした者は極めて少数にすぎず、現実にこれを販売し得た者は更に少ないものであつたことが明らかで、右の様な事実に徴すれば、人工宝石はその有するそれ相応の商品性の故に交付・受領されたものではなく、表面上売買を仮装するために交付・受領されたまでのにまずず、本体「C」なるものは表面の組織・体組みにかかれて、その実施 ものにすぎず、本件「C」なるものは表面の組織・仕組みにかかわらず は新たに準販売員となつた後順位者が人工宝石の売買代金の名のもとに支出する金 銭を勧誘・紹介者などのその先順位者に配当する金銭配当組織というに十分であ り、その金銭配当組織への加入及び加入後の昇格・相互の先後(親子)の関係並び に配当の基準・方法・金額等は要するに原判決の認定・説示のとおりであることが優に肯認できるところであつて、原判決にはこの点について事実の誤認はない。 (なお、被告人らの検察官に対する各供述調書は原審において被告人らが証拠とすることに同意したもので、その任意性を疑わせるような事情は認められず、その記載をは見なり、詳細で不良的なませなが、他の記載しませた。 載内容は具体的・詳細で不自然な点はなく、他の証拠と対比しても矛盾するところ は窺えないので、その任意性・信用性は欠けるところはない。)

二、 運営の時期についての事実誤認(被告人Aの弁護人豊田誠・同鈴木堯博連名提出の控訴趣意書三の(三))の主張について、

所論は要するに、被告人Aは株式会社Gの代表取締役であり腹心といわれた原審相被告人Hが置手紙を残して失踪した昭和五六年二月二八日頃から同社における地位が急激に危くなり、同年三月一六日頃福岡市で開催された同社の全国幹部会議において被告人Bが同社の代表取締役となり同人を中心に運営して行くことが確認されてからは、同社の運営からはずされて報告もほとんど受けないようになり、不知の間に同月二〇日に取締役を辞任したこととして同月三一日その旨の登記がなされ、同年五月二四日に被告人Bに対し同社の取締役を辞任する旨の辞任届を送つてれ、同年五月二四日に被告人Bに対し同社の取締役を辞任する旨の辞任届を送つてれ、同年五月二四日に被告人Bに対し同社の取締役を辞任する旨の辞任届を送つてまで本件「C」を運営したとする原判決はその点に関し事実を誤認したものであるというのにある。

三一日に、同月二〇日従前の取締役被告人A並びにM・N・O・P及び代表取締役 原審相被告人Hは退任し被告人Bが代表取締役、Q・Mが取締役に就任した旨の登 記手続をなし、更に同年四月三〇日株式会社Gの本社を大阪市a区bc丁目d番地 から東京支社事務所であつた東京都渋谷区ef丁目g番h号のiビルに移転する旨 の登記手続をなしたが、被告人Aは同社福岡支社から本社に送金すべき金員を勝手 に持出し費消したことで被告人Bらと紛争を生じた同年五月迄は引続き会長コミツ ションとしての金員を受けていたほかにも同社の北九州支社の収益を顧問料として その後も取得していたものであること、右紛争の結果被告人Aは同年五月下旬頃に被告人B宛に同社の取締役を辞任する旨の書面を送りはしたもののそれにより東京 における本件「C」の運営が停廃されたものではなく、被告人A自身同社の最高顧問としての地位を退いたものとは思わず、同年六月中旬福岡市で株式会社Rを設立 して本件と同じ「C」を運営していたK・Lの仲介で被告人Bと仲直りした際も、 被告人Bに対し「今迄のことを忘れ、どうどうとやつてくれ」と述べ、自らが最高 顧問である立場に変りがないことを明らかにしていること等の事実が認められると ころであつて、これらの事実に照せば、被告人Aが昭和五六年五月下旬以後本件 「C」の運営についての共謀関係から離脱しその責を問われない立場になつたもの ということはできないところであつて、株式会社Gの事務所が捜索差押を受けた結 果その運営ができなくなつた日の前日である昭和五六年七月二一日迄その運営をし たものとしての刑責を問われるべきであるから、原判決には被告人Aが本件「C」 を運営した時期に関して事実誤認はない。

三、 違法性阻却事由についての事実の誤認(被告人Aの弁護人豊田誠・同鈴木 堯博連名提出の控訴趣意書三の(四)の主張について、

所論は要するに、被告人Aが本件「C」の運営を始める前項から運営に関与していた時期においては、「C」が無限連鎖講防止法に違反するとの当局の見解は示されておらず、かえつて違反するものではない旨の見解が公にされ合法と見られていたものであり、同被告人が運営に関与しなくなつてから右法律に違反するとの評価を受けるにいたつたものであるから、実質的にみれば、事後に法律が制定されたに等しいので、遡つて同被告人の責任を追及することは許されず、仮りにそうでないとしても「権限ある者から許容されていた行為」として違法性が阻却されるものであるというにある。

第四 量刑不当の論旨について

一、 被告人Aの量刑不当(同被告人の弁護人豊田誠・同鈴木堯博連名提出の控訴趣意書五)の主張について

所論は要するに、通産省・福岡通産局や警察などから「C」が無限連鎖講にあたる違法なものであるとの指導・警告等を受けたことがなく、新聞にも法律に違反するものでない旨の記事が掲載されていたことや、弁護士に鑑定を依頼した結果においても無限連鎖講にあたるものでない旨の回答を得ていたので、被告人Aは本件

「C」が無限連鎖講防止法に違反するものではなく法律上許されているものと誤信していたものであるから、違法性の認識を必要としないとする判例の立場にたても斟酌又は宥恕すべき事由があるものとして刑の減軽がなされるべきこと、国立と、地方公共団体は無限連鎖講防止法四条により無限連鎖講の防止に関する調査及わらず、これを怠り、昭和五六年五月頃迄「C」について何らの指導・監督もなかがら、後になつて被告人Aらに違法行為を継続せしめておきながら、後になつて被告人Aらに対しのみその責任を追及することは片手落ちであること、被告人Aは昭和五六年三月頃以降本件「C」の運営からはずされ以後ほとんど関与していなかつたものであると等の事情に照せば、懲役一年六月に処しその刑の執行を猶予しなかつた原判決の量刑は重きに過ぎて失当であるというにある。

よつて按ずるに、前記第三の三に掲示の証拠によれば、「C」が人工宝石の販売 という外形をとつていたため、その実体が十分に把握されていなかつた時期である 昭和五六年五月頃迄「C」が無限連鎖講にあたるか否かについて福岡通産局などが 消極的な見解を示しているかの如く窺える記事が新聞に掲載され、その頃迄本件につき無限連鎖講としてその発生を未然に防止する措置がとられず、鑑定の依頼を受 けた弁護士が「C」は無限連鎖講防止法に違反するものでない旨の回答をなしてい たことが認められるところであるが、被告人Aの検察官に対する各供述調書によれ 同被告人自身、K・Lらが株式会社Rを設立して運営していた「C」に加入し た昭和五三年一二月頃、既に「C」は人工宝石の販売というもののその実質はいわ ゆる「ねずみ講」 (無限連鎖講) であることを認識していたものであり、それの運営による利得の多いことに着眼し自らも独立して「C」を運営することを決意した時には禁じられた危い橋を渡つてやるものだから長期間継続することは出来ないの で、短期間に多額の利得を得ようと企図したこと、また昭和五六年一月末頃福岡通産局から「C」の書類一式の提出を求められたことを知るや、いよいよ来るものが きたがそれにしても早すぎると感じたというのであるから、同被告人が違法性についての認識を欠いていたということはできない(右各供述調書が任意性・信用性に 欠けるものでないことは前述のとおりである。)そして前記第三の三に記載の如く 通産省・福岡通産局や警察などが適切な防止措置が講じ得られなかつたのは「Cの 実体の把握に時間を要したものであつて放置していたとは非難し得ないこと、並び に原判決の「量刑の理由」に記載されている本件犯行の態様・規模・与えた被害の 程度、被告人Aが本件「C」を運営するため設立した株式会社Gの取締役会長とし て本件「C」の運営の実権を握り東京支社の開設に際しても中心的役割を果し多額 の利得を得ていたものであること、被害回復のための何らの手段も講じられていな いことなどを併せ考慮すれば、被告人Aの刑責は重いものがあるといわざるを得な いところである。そうすると、通産省・福岡通産局や警察などの監督・規制・取締 りにあたる機関が早期に迅速・適切な措置を講じたならば本件の被害の発生・拡大 を防止し得たであろうこと、本件について一応は反省の情を披瀝していること、原判決も「量刑の事情」に指摘しているように本件「C」に加入した者の個々の被害 は(直接的には)四〇万円を限度とするにとどまり経済的破綻に陥つた者の存在は 窺えず、それらの者は(巧妙・強引・執拗な説明・説得によつたものではあるにせ よ)一面自己の金銭欲につられて加入した点もあることなどの有利な事情を斟酌し ても、被告人Aを懲役一年六月に処しその刑の執行を猶予しなかつた原判決の量刑は重きに過ぎて不当であるとは認められない。論旨は理由がない。

ニ、 被告人Bの量刑不当(同被告人の弁護人潁原徹郎提出の控訴趣意書第二)の主張について、

所論は要するに、被告人Bは本件「C」が無限連鎖講にあたるものとの明確な認識までは持つていなかつたものであり、同被告人が本件「C」を運営していた当時はそれが明らかに違法なものと一般には解釈されておらず、通産省・警察などが再となる犯行を犯さないようにするためであつても、又類似組織の発生を防遏するかがあっても、本件「C」が無限連鎖講にあたる違法なものであることと、することに規定であることに関係であることに関係である。ことに対しては一名あたりの出損額がとどのであることに比較すれば、その刑罰の最高刑は懲役一年においては一名あたりの被害額は四ついてものとどまっているので、マルチまがいの商法ともいえる本件「C」の事犯にでとどまっているので、マルチまがいの商法ともいえる本件「C」の事犯に猶予されて「C」の実刑を科することは均衡を失し重きに過ぎるので刑の執行を猶予され

たいというにある。

しかしながら、被告人Bの検察官に対する各供述調書によつても、同被告人はい わゆるマルチ商法(無限連鎖取引)による営業を行いその規制を受けた経験を有す るものであるが、それにより多額な借財をかかえることとなつたため、昭和五六年 六・七月頃「C」の話を聞きただちにそれがいわゆるねずみ講 (無限連鎖講) に該 当する違法なものであることを認識したものの、右借財の返済のためにも手取り早 る建යなものであることを認識したものの、石信期の返済のためにも子取り早く多額の利得を得られる手段として自己も「C」を経営することを考え、マルチ商法運営当時の仲間であるM・原審相被告人Iなどを誘い、同年九月頃に右Mを介し被告人Aらを知り、被告人Aらが「C」を運営するために設立した株式会社Gの東京支社の支社長として本件「C」を運営することとなり、東京支社の事務所を設けるなどの準備をし、原判示の如く被告人Aらと共謀のうえ昭和五五年一二月二四日 頃から本件「C」を運営したものであることが認められるところであつて、同被告 人が本件「C」が無限連鎖講にあたる違法なものであることを承知してこれを運営 したことは明らかである。そして同被告人は昭和五六年三月迄は株式会社G東京支社長として、同年四月以降は同社の代表取締役として本件「C」の運営を継続し、 通産省・警察の規制・取締りが近いことを察知してからは各支社をそれぞれ独立させて右規制・取締りの影響を最少限度に食い止め、なおその運営を続けようと企画 していたものであり、しかも本件「C」運営により利得は被告人Aと並んで多額で あること、前述の如く原判決の「量刑の理由」記載の本件犯行の態様・規模・被害 の程度や被害回復のための何らの手段も講じられていないことなどの点をも併せ考 虚すれば、被告人Bの刑責も被告人A同様に重いものがあるといわざるを得ない。 又所論はマルチ商法と呼ばれる連鎖販売取引に対しての最高刑と比較してそれを超える刑を科することは重きに過ぎる旨主張するが、連鎖販売取引を規制する訪問販売等に関する法律と無限連鎖講防止法とは、それぞれ目的・内容を異にする法律であるから、訪問販売等に関する法律における無限連鎖取引の規制違反についての最 高刑が懲役一年であることをもつて、それを超える刑を科することは均衡を失する と言うことはできない。そうすると通産省・警察などの監督・規制・取締りにあた る機関が早期に迅速・適切な措置を講ずれば本件の被害の発生・拡大を防止し得たであろうことや、本件について反省の情を披瀝していること、前述のような本件「C」に加入した者の個々の被害の状況・意図などの有利な事情を斟酌しても、被告人Bを懲役一年六月に処しその刑の執行を猶予しなかつた原判決の量刑は重きに 過ぎて不当であるとは認められない。論旨は理由がない。

以上、本件各控訴の論旨はいずれも理由がない。

よつて、刑訴法三九六条により本件各控訴をいずれも棄却することとし、主文の とおり判決をする。

(裁判長裁判官 山本茂 裁判官 篠原昭雄 裁判官 渡邉一弘)